

当院で患者指導として使用しているパンフレットの一部をご紹介します。
※パンフレット内容や指導基準は、あくまでも当院での指導内容や方法であり、
全ての方に適応するものではありません。

1) 排便指導パンフレット

当院では患者さんの排便動作の残存機能だけでなく、退院後の生活環境やQOLを考慮し、排便管理を選択し指導を行っています。基本的には週 2~3 回の排便を実施していますが、便性状や便量など個々に応じた排便処置の頻度を設定しています。患者さんは排便管理を継続して行く必要があるため、急性期は刺激性下剤を使用していますが長期の連用は耐性が出現し難治性便秘になることがあるため、1 ヶ月を経過した時点で排便管理をアセスメントし使用する下剤を浸透性下剤、膨張性下剤、上皮機能変容薬などに変更しています。入院中に排便コントロールを可能な限り実施していくために、排便コントロール不良の患者さんの場合は、皮膚・排泄ケア認定看護師の介入や、排泄管理委員会で多職種での検討を行っています。

患者さんが自身の排便障害（神経因性直腸障害）について理解し、自律神経過緊張反射やスキントラブルなどの合併症なく退院後も排便管理が継続できるよう指導の基準（別紙）に沿って患者指導を行っています。

2) 自己導尿指導パンフレット

当院ではできるだけ早期に尿道留置を抜去し、排尿状況を確認し患者さんの状態に応じた排尿管理が実施できるように排尿自立支援を行っています。座位姿勢の保持可能となり、コルセットやカラーなどの装具の状況や排尿動作の残存機能をリハビリと確認しながら介助導尿から自己導尿へ移行していきます。患者さんの状態に応じて、自助具の選択や衣服の工夫や改良、車いす上での自己導尿などにより生活しやすくなるように支援し、退院後も継続した管理が行えるように指導を行っています。